

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年4月23日

2. 認定新事業活動実施者名

長谷川工業株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、自転車道の走行、さらには交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。

収集したデータについては、これまでに行った実証実験で得られたデータ等との比較分析を行う。

（2）新事業活動を行う場所の住所

①大阪府大阪市

②千葉県千葉市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

（イ） 幅 80センチメートル

（ウ） 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

（ア） 原動機として、電動機を用いること。

（イ） 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和3年10月

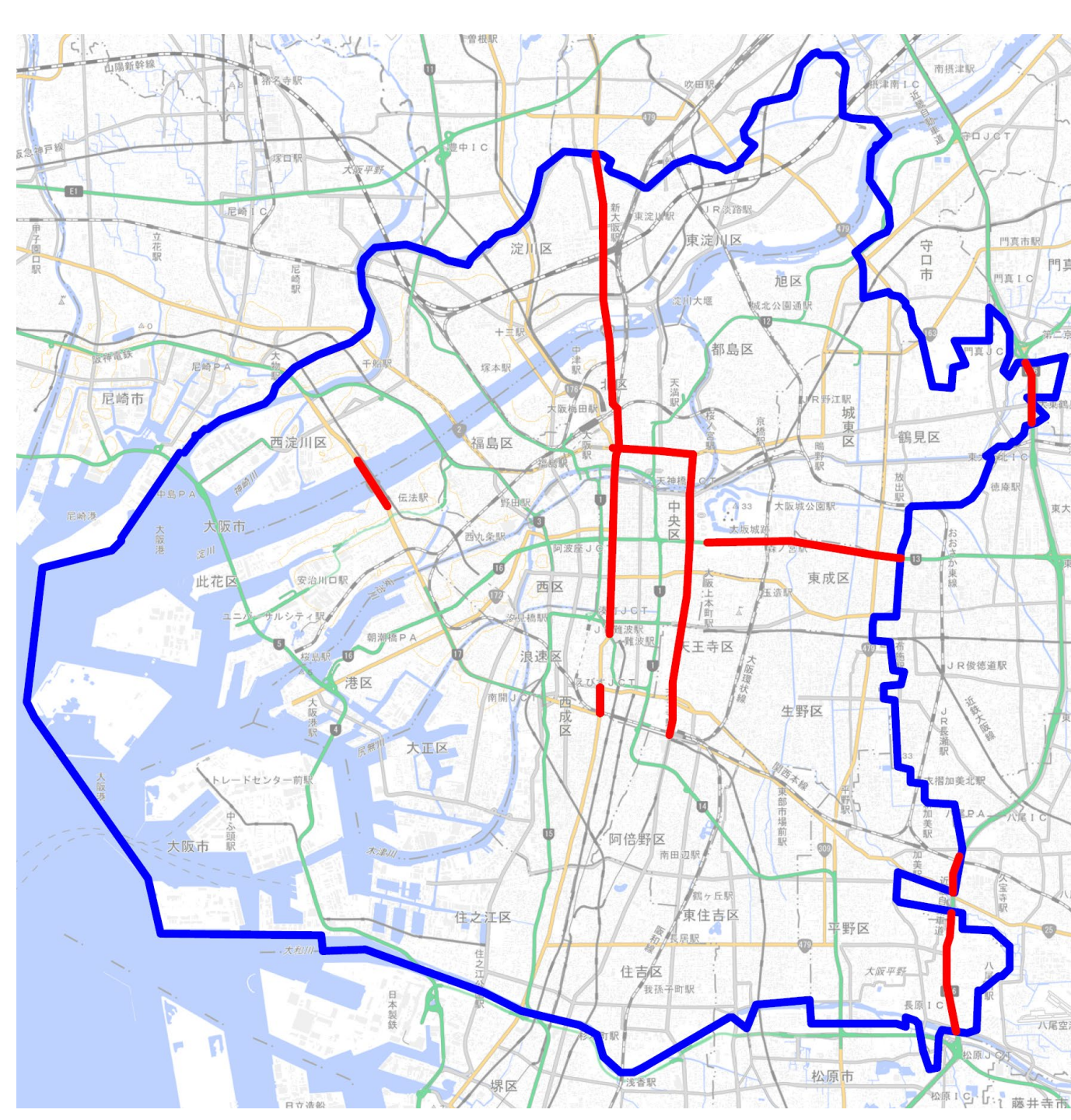
長谷川工業株式会社 実証エリア 大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- ◆ 国道 43号 新伝法大橋（高架部分）～ 此花区伝法5丁目（伝法4交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道423号 淀川区十八条1丁目～ 国道25号に接続
- ◆ 国道 25号 国道423号に接続～ 難波5丁目（難波西口交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 26号 浪速区戎本町1丁目（大国交差点を特例の対象区域に含む）～ 西成区花園北1丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 1号 北区曾根崎2丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～ 北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）
- ◆ 大阪和泉泉南線 北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～ 阿倍野区阿倍野筋1（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 築港深江線 中央区馬場町3（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～ 国道308号線に接続
- ◆ 国道308号線 東大阪市境～築港深江線に接続
- ◆ 大阪中央環状線 鶴見区茨田大宮1丁目～ 鶴見区安田2丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区加美東7丁目～ 平野区加美南5丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区長吉出戸3丁目～ 平野区長吉川辺2丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり



長谷川工業株式会社 実証エリア 千葉市

青枠：実証エリア

水色線：普通自転車専用通行帯

- ◆ 中央区千葉港8～中央区千葉港1
- ◆ 美浜区幸町2丁目～中央区中央港1丁目

紫線：自転車道

- ◆ 美浜区磯辺5丁目9～美浜区磯辺5丁目12